

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第 59 条第1項の規定による医療機関指定申請等の手続き(病院又は診療所)

●自立支援医療指定医療機関

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第1項の規定による自立支援医療の指定医療機関とは、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う医療機関のことをいいます。

申請書の提出のあった病院又は診療所は、大阪市社会福祉審議会の意見を聞いたうえで指定します。

●申請書の提出先

自立支援医療機関の指定を受けようとするときは、次に掲げる必要書類を大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課まで郵送もしくは持参により提出してください。行政オンラインシステムによる申請も可能です。

1. 申請書（様式1-（1））※提出書類はすべて A4版で揃えて下さい。
 - (1)（別紙①）経歴書
 - (2)（別紙②）自立支援医療を行うために必要な設備及び体制(平面図を添付のこと)
2. 主として担当する医師の医師免許証の写し
3. 主として担当する医師の研究内容に関する証明書(別紙③)
4. その他の書類
 - (1) 腎臓に関する医療を担当しようとする場合は、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書(別紙④)
 - (2) 小腸に関する医療を担当しようとする場合は、中心静脈栄養法の症例に関する臨床実績証明書(別紙⑤)
 - (3) 心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙⑥)又は(別紙⑦)による臨床実績等に関する証明書
 - (4) 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙⑧)又は(別紙⑨)による臨床実績等に関する証明書
 - (5) 腎移植に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑩)による腎移植症例証明書
 - (6) 歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑪)による歯科矯正症例証明書
 - (7) 免疫に関する医療を担当しようとする場合は、(別紙⑫)による医療機関間の連携に係る届出書

●指定年月日

原則として、大阪市社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会各審査部会で審査し、指定の決定をした日の属する月の翌月初日となります。

【留意事項】 ※次のような場合には、再度届出が必要となります。

●変更届の提出(様式2-（1）)

開設者の住所及び氏名又は名称、標榜している診療科名、主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴、自立支援医療を行うために必要な設備の概要、診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員、等に変更があつた場合には変更届の提出が必要となります。(法第 64 条)

●辞退届の提出(様式3-（1）)

自立支援医療指定機関がその指定を辞退するときは、1月以上の予告期間を設けて、辞退届を提出する必要があります。(法第65条)

●指定の更新(様式4-(1))

自立支援医療機関の指定は、6年ごとに更新を受けなければその効力を失うため、更新申請書を提出する必要があります。(法第60条)

※該当医療機関には、事前に案内文を送付しております。また、「大阪市指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指導監査要綱」に基づき、自己点検票(別紙1)の提出が必要となります。

●その他

保険医療機関コードが変更になった場合には、旧医療機関の廃止届(様式5-(1))と新医療機関の新規申請が必要になります。

《書類送付先》 及び 《問い合わせ先》

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課

TEL:6797-6561